

7 伊達市保育所等の利用調整基準

保育所・認定こども園の保育部分の利用定員を上回る応募があった場合は、市があらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

(1) 優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定します。

①基本点数

伊達市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い設定します。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定します。

②調整点数

①保育の代替手段、②世帯状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加点・減点します。

③同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の世帯は、順位表の該当順により判断します。

(2) 基本点数表

事由	状況	点数	保育できない理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働160時間以上就労している。(1日8時間以上かつ月20日以上)
		90	月実働140時間以上160時間未満就労している。(1日7時間以上かつ月20日以上)
		80	月実働120時間以上140時間未満就労している。(1日6時間以上かつ月20日以上)
		70	月実働100時間以上120時間未満就労している。(1日5時間以上かつ月20日以上)
		60	月実働64時間以上100時間未満就労している。(1日4時間以上かつ月16日以上)
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病	100	入院、又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、及び精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合
60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合		
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合)
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添いが必要な場合)
		50	入院、通院、通所の付添いのため、月64時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添いが必要な場合)
⑤災害復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
⑥求職活動		30	求職中(就労先未定)である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育児継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。
⑩保育士等		—	保育士等(保育助手を含む)、幼稚園教諭、保育教諭が保育所、認定こども園、幼稚園で勤務する場合で、子が保育所を利用する場合は優先入所とする。
⑪その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(注)

- ※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。
- ※ 就労時間には休憩時間を含みます。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断とします。()内の1日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とします。
- ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除きます。
- ※ 就労時間には通勤時間を含みます。
- ※ 保育士等の優先入所にあたり、事務職員・調理員・用務員は含まれません。また、保育助手は資格の有無は問いません。

(3) 調整点数表

区 分	内 容	調整点数
① 保育の代替手段	65歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合	-5
	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児である場合	10
	育児休業後、復職時（4月1日以降）に利用を希望する場合	20
② 世帯状況	ひとり親世帯である場合	20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	20
	児童本人が精神または身体に障がいを持っている場合	10
③ 就労状況	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
	父母のうちいずれかが単身赴任	10
④ きょうだいの状況	通勤・通学時間が往復1時間以上の場合	10
	既にきょうだいを利用中の保育施設等を希望する場合	30
	きょうだいと同時に申込みをする場合	10
⑤ 昨年度の保育状況	申込みのない未就学児童のきょうだいがいる場合	-10
	前年度通っていた保育所に継続入所希望する場合	100
	前年度通っていた認定こども園に継続入所する場合	100
	前年度通っていた保育所、認定こども園以外に継続入所を希望する場合	80
	ひまわり保育所において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合（現時点、3歳児クラスで保育を受ける児童に限る）	100
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合	80
前年度（平成29年12月8日（金）から平成30年3月30日（金））までに入所申し込みをしたが、未だ待機している場合	50	

(4) 同一点数時の順位表

順位	内 容
1	伊達市民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市民税所得割額の低い世帯